

関税定率法基本通達 4 の 6 - 1 (1) なお書きに規定する  
「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」

適用期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

FOB 価格帯	付保されていない貨物に係る 通常の運賃	付保されている貨物に係る 通常の運賃及び保険料
1 万 4 千円以下	次の式により算出される額： $FOB \text{ 価格} \times 0.332$	左欄の額に 3,000 円を加えて 算出される額
1 万 4 千円超 10 万円以下	5,000 円	8,000 円
10 万円超	次の式により算出される額： $5,000 \text{ 円} + (FOB \text{ 価格} - 100,000 \text{ 円}) \times 0.017$	(FOB 価格に左欄の額を加算した後の額が 100 万円以下の場合) 左欄の額に 3,000 円を加えて 算出される額  (FOB 価格に左欄の額を加算した後の額が 100 万円を超える場合) 左欄の額に次の式により算出された額を加えて算出される額： $(FOB \text{ 価格} + \text{左欄の額}) \times 0.003$

(注)

平成 27 年 1 月から 12 月における海上貨物の輸入申告実績を基に算出。

FOB 価格帯 1 万 4 千円以下の付保されていない貨物に係る係数 (0.332) は、当該価格帯の申告における FOB 価格に対する運賃の比率の中央値 (メディアン) (小数点以下第 4 位を四捨五入)。

FOB 価格帯 1 万 4 千円超 10 万円以下の付保されていない貨物に係る額 (5,000 円) は、当該価格帯の申告における運賃の額の中央値 (メディアン) (十の位を四捨五入)。

FOB 価格帯 10 万円超の付保されていない貨物に係る係数 (0.017) は、当該価格帯の申告における FOB 価格に対する運賃の比率の中央値 (メディアン) (小数点以下第 4 位を四捨五入)。

付保されている貨物に係る通常の運賃及び保険料は、付保されていない貨物に係る通常の運賃の額に、「通常要すると認められる保険料の額」(関税定率法基本通達 4 - 8 (4)八) を加算した額。